

令和7年5月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

マネー・ローンダリング等への対応に関する普通預金規定等の改定のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、マネー・ローンダリング等への対応のため、普通預金規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の新規定は、規定改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定（決済用普通預金規定）
- (2) 貯蓄預金規定

2. 改定内容および改定箇所

改定後の内容は、次ページをご覧ください。

- (1) 外国籍のお客さまについて、在留資格、在留期間を届出いただくこと、在留期間が経過したときまたは在留資格を取り消されたときに、入金、払戻し等取引の一部または全部を制限する場合があることを明記いたします。
- (2) 在留資格、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに届出いただくことを明記いたします。
- (3) 上記(1)に伴い、他の条文の取引制限においても同様の改定をいたします。

3. 改定実施日

令和7年7月1日（火）

※ 詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以 上

普通預金規定（決済用普通預金規定） 改定後の内容

改定箇所には下線を施しております。

また、貯蓄預金規定も同様の改定内容です。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所、在留資格、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の手数料をいただきます。

13.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、在留期間が経過したときまたは在留資格を取り消されたときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。